

容器包装リサイクル法改正を求める全国ネットワーク規約

(名称)

第1条 本ネットワークは、「容器包装リサイクル法改正を求める全国ネットワーク(以下、ネットワーク)」と称します。

(目的)

第2条 本ネットワークは、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの優先順位に則った循環型社会を実現するため、拡大生産者責任を基本にして容器包装リサイクル法を改正することを目的とします。

(活動)

第3条 本ネットワークでは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1) 市区町村議会並びに国会への請願署名を行います。
- (2) (1)の活動を進めるため、学習会や各種キャンペーンを行います。
- (3) その他必要な取り組みについて、運営委員会で検討して行います。

(組織)

第4条 本ネットワークは、目的に賛同して参加した団体、個人で構成します。

第2項 参加団体、個人の有志により運営委員会を構成し、全体の調整・運営を行います。

第3項 運営委員会の下に事務局を設置し、必要に応じプロジェクトチームを設置します。

第4項 本ネットワークの活動は参加した団体、個人が主体であり、かつネットワークはゆるやかなものであることを尊重し、ネットワークの代表は選出せず、実務上の代表権は事務局長に委任します。

(運営委員会)

第5条 運営委員会は基本的に出入自由とし、各参加者の主体性を尊重します。

第2項 運営委員会では、地域での取り組みの活動支援や情報交換を行い、また、全国的な取り組みの方向性について検討し、提案を行います。

第3項 運営委員会の下に、継続して実務を処理するための事務局を設置し、実務上の代表権を委任する事務局長を1名選出します。

第4項 運営委員会に参加するメンバー有志と事務局により、運営委員会準備会を開催します。

(事務局)

第6条 事務局長は、継続して実務を担当する若干名の事務局員を任命します。

第2項 事務局は、東京都千代田区に置きます。

(会計)

第7条 本ネットワークの財政は、拠出金・賛同金・その他で賄います。

第2項 会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとします。

第3項 会計は、事務局が担当し、運営委員会に報告します。

(規約の変更)

第8条 この規約の変更は、運営委員会に於いて行います。

(期間)

第9条 本ネットワークの存続期間は、2005年3月31日までとします。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営に必要な事項は運営委員会が定めます。

(補則)

この規約は、2003年10月4日から施行します。